計画の推進のための取り組み

仙台市役所の取り組み

■環境マネジメントシステムの推進

仙台市役所は行政機関であると同時に、大規模な事業者・消費者として地域に大きな影響を及ぼす立場にあることから、その社会的責任を果たすとともに、市民・事業者の取り組みを先導することを目的に、本市独自の環境マネジメントシステム「新・仙台市環境行動計画」に基づき、自らの環境負荷の低減に取り組んできました。計画については適宜見直しを行っており、計画期間満了に伴い令和3年3月に計画を改定し、令和3年度からは、令和7年度までの5年間を計画期間とする「仙台市環境行動計画」を策定しました。その後、国の温室効果ガス排出削減目標の引き上げ等を踏まえ、計画期間の満了を待たずに、令和6年3月に本計画における二酸化炭素排出量の削減目標を引き上げるとともに、計画期間を令和12年度まで延長する改定を実施しました。

また、令和8年3月には中間評価の結果等を踏まえ、各般の取り組みを強化するなどの所要の見直しを行いました。

仙台市環境行動計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）の実績

目標項目	目標	令和7年度実績値（基準年度比）
エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量	令和12年度において平成25年度比で55%以上削減	158,412t-CO_2※ （▲15.6%）
一般廃棄物排出量	令和12年度において令和元年度比で16%以上削減	3,290t （+1.0%）

※基準年度である平成25年度と比較し純増である地下鉄東西線（平成27年度開業）の除外等により下表の排出量とは一致しない。

実績把握項目		令和7年度実績値
購入電力量（千kWh）		250,795
庁舎・施設からの二酸化炭素排出量※1（t-CO_2）（購入電力・都市ガス・プロパンガス・灯油・重油）		148,957
自動車燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量（t-CO_2）（自動車燃料のガソリン・軽油・CNG）		19,882
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量（t-CO_2）	二酸化炭素	121,498
	メタン	21
	一酸化二窒素	2,958
下水等の処理に伴う温室効果ガス排出量（t-CO_2）	メタン	3,057
	一酸化二窒素	4,602
下水汚泥焼却に伴う温室効果ガス排出量（t-CO_2）	メタン	3
	一酸化二窒素	13,856
麻酔（笑気ガス）の使用に伴う温室効果ガス排出量（t-CO_2）		7
ZEB化の実施状況（認証件数）※2		7
LED照明の導入状況（%）		26.9
電動車等の比率（%）		14.9
再生可能エネルギー等利用施設数		248
経済局・建設局ポンプ場、公園・広場等の清掃ごみ(t)		3,379
経済局・建設局ポンプ場、公園・広場等の清掃ごみのリサイクル率(%)		0.00
産業廃棄物排出量（単位別に集計）	t	15,891
	ℓ	24,654
	m^3	20,384
	個	416
PPC用紙の総量(t)		733
外注印刷物紙使用量の総量(t)		660
水道使用量（千m^3）		2,083

※1：庁舎・施設からの二酸化炭素排出量については契約している電気事業者別の排出係数を用いて算出している。（東北電力の場合:421g-CO_2/kWh）
※2：認証件数は累積値であり、新築・改築のほか、大規模改修によるものを含む。

対象品目		達成基準値（※1）	令和7年度実績値	【参考】評価（※2）
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99 %	99.7 %	達成基準値を上回った
コンクリート塊		99 %	99.7 %	達成基準値を上回った
建設発生木材	再資源化・縮減率	97 %	100 %	達成基準値を上回った
建設汚泥		95 %以上	95.5 %	達成基準値を上回った
建設混合廃棄物	排出率（建設廃棄物全体に対する割合）	3.0 %以下	0.3 %	達成基準値を上回った
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98 %以上	98.1 %	達成基準値を上回った
建設発生土	有効利用率	80 %以上	96.3 %	達成基準値を上回った

※1：「仙台市発注工事における建設副産物リサイクルガイドライン」に定める達成基準値
※2：同ガイドラインにおける評価

開発事業等における環境配慮の推進

■環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、開発事業者自らが環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その過程を公表し、行政や住民が必要な意見を述べることによって環境に配慮した事業の展開を促していく仕組みです。

本市では、平成10年8月の仙台市環境審議会からの答申を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。本市の条例の特徴としては、法や県条例と比べて対象事業の範囲を広く設定したことや、工事中・供用後の事後調査の手続きを徹底したことなどが挙げられます。

条例施行後は、石炭火力発電や太陽光発電事業の実施に係る環境影響などの課題に対応するため、対象事業の追加や規模要件の見直しを適宜行いながら、制度を的確に運用することにより、杜の都の良好な環境の保全に努めてきました。

令和7年度末時点で手続き中の事業は次のとおりです。

環境影響評価法、仙台市環境影響評価条例の運用状況（令和8年3月31日現在）

該当法令	事業の名称	手続段階
環境影響評価法	（仮称）太白CC太陽光発電事業	事後調査手続中
	（仮称）菅生太陽光発電事業	R４．７　配慮書手続終了
仙台市環境影響評価条例	都市計画道路川内旗立線整備事業	事後調査手続中
	主要地方道仙台南環状線整備事業	H17．10　評価書手続終了
	仙台市新墓園建設事業（第２期）	事後調査手続中
	（仮称）泉パークタウン第６住区開発計画	事後調査手続中
	仙台貨物ターミナル駅移転計画	事後調査手続中
	雨宮キャンパス跡地利用計画	H30．２　評価書手続終了
	仙台港バイオマスパワー発電所建設計画	事後調査手続中
	杜の都バイオマス発電事業	事後調査手続中
	仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業	事後調査手続中
	仙台市愛子土地区画整理事業	事後調査手続中
仙台市環境影響評価条例	宮城丸森幹線新設事業	事後調査手続中
	鶴ケ谷第二市営住宅団地再整備事業	事後調査手続中
	（仮称）仙台芋沢太陽光発電事業	R２．１　方法書手続終了
	（仮称）ニトリ仙台DC新築工事	事後調査手続中
	（仮称）DPL仙台長町Ⅱ計画	R７．９　評価書手続終了
	（仮称）青野木産業廃棄物最終処分場増設事業（第5期）	準備書手続中
	（仮称）岩切物流施設新築計画	R７．９　評価書手続終了
	（仮称）仙台市愛子東土地区画整理事業	R６．８　方法書手続終了
	（仮称）仙台市郡山北目土地区画整理事業	R７．８　方法書手続終了
	今泉工場建替事業	準備書手続中
	仙台市中央卸売市場再整備事業	R７．11　方法書手続終了

■仙台市環境調整システムの実施

環境調整システムとは、本市が実施する公共事業等について、事業の実施による環境への配慮を徹底するため、立地選定といった計画の早期段階から事業部局と環境部局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減のあり方について検討・調整する仕組みであり、平成12年10月から実施しています。

令和7年度に手続を実施した主な事業は次のとおりです。

令和7年度に環境調整システムに基づく手続きを実施した主な事業

事業の名称	事業の種類	主な環境配慮方針
仙台市立八本松小学校校舎等及び仙台市八本松児童館放課後活動室等増改築工事	建築物等の建設	周辺の住宅等に配慮し、既存校舎の解体を含む増改築工事全般を通じて、排出ガス対策型及び低騒音低振動型の機械を用いることで大気汚染、騒音、振動の低減に努めるとともに、通勤通学の時間帯を避けた工事車両の走行やアイドリングストップの励行、工事機械台数の分散化などについて検討する。

■地域と共生する太陽光発電事業の普及促進

「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」は、仙台市内の出力20kW以上の太陽光発電施設（建築物の屋根又は屋上等に設置するものを除く）を対象として、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続を定め、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与することを目的としたものであり、令和5年3月14日、市議会の提案により条例が可決・成立し、令和5年10月1日から施行しています。設置規制区域内での設置については許可申請を、区域外での設置については届出を義務付けており、令和7年度末時点で、許可は1施設、届出は65施設となっています。

令和7年度は、森林の大規模伐採を伴う太陽光発電事業の抑止を図るため、条例に定める手続きのさらなる厳格化に向け、改正素案に係るパブリックコメントを実施したほか、令和6年度に引き続き、パンフレットやホームページを活用した制度周知や、市内の太陽光発電施設の維持管理状況等を把握するための委託業者による実態調査を実施しました。